



2019年5月28日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 古川 浩一郎
(コード番号：2749 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 福岡 明彦
(TEL 052-933-5419)

定時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2019年5月28日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、当社第27回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の開催日時及び目的事項等について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当社は、当社株主（以下「提案者」といいます。）より、本定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の2019年4月19日付書面を受領いたしました。

当社は、本取締役会において、本株主提案に対しての当社取締役会の意見及び株主提案議案の取扱いを決議しましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 本定時株主総会の開催概要

(1) 開催日時

2019年6月27日（木）午前10時

(2) 開催場所

名古屋市東区葵三丁目16番16号 ホテル メルパルク NAGOYA 3階「シリウスの間」

(3) 付議議案

【会社提案】

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案から第8号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 候補者：古川 浩一郎

第3号議案 候補者：西井 直人

第4号議案 候補者：坂井 徹

第5号議案 候補者：福岡 明彦

第6号議案 候補者：關 昭太郎

第7号議案 候補者：王 厚龍

第8号議案 候補者：穴田 卓司

【株主提案】

第9号議案 取締役1名選任の件

第9号議案 候補者：山口 洋

2. 付議議案の要領及び提案の理由

【会社提案】第1号議案 剰余金の処分の件

第27期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保等を総合的に勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき3円70銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は325,036,465円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

【会社提案】第2号議案から第8号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

本定時株主総会では、取締役候補者の選任について個別に賛否をお諮りする関係上、以下のとおり候補者ごとに議案を分けております。

第2号議案 候補者：古川 浩一郎

第3号議案 候補者：西井 直人

第4号議案 候補者：坂井 徹

第5号議案 候補者：福岡 明彦

第6号議案 候補者：關 昭太郎

第7号議案 候補者：王 厚龍

第8号議案 候補者：穴田 卓司

各取締役候補者の略歴等は、当社が後日発送する「第27回定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

【株主提案】第9号議案 取締役1名選任の件

第9号議案 候補者：山口 洋

取締役候補者の略歴等は、当社が後日発送する「第27回定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

3. 株主提案の内容

① 提案者

個人株主であるため開示は控えさせていただきます。

② 提案の理由 ※原文をそのまま引用

前第27期（2018年4月1日から2019年3月30日）の経営陣は、元第26期（2017年4月1日から2018年3月30日）の経営陣が子育てに等に従事する人々に対する経営を合理的に取り込めておらず、その結果として、当社の業績が伸びていないため、元第26期（2017年4月1日から2018年3月30日）の取締役の体制では適切な意思決定及び業務執行がなされていないためとして大幅な刷新が第27期（2018年4月1日から2019年3月30日）期間中になされました。しかし、まだ保育行政、保育園経営、株式会社としての保育事業全般を俯瞰してスピードを持って経営するための知見保有者が第25期（2015年4月1日から2016年4月1日）以降不在であり、大幅な刷新による効果が進んでいません。

以下、前第 27 期（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 30 日）の取締役は株式会社保育園経営のパイオニアとして知見を有する候補を加え各 8 名を選任する。

③ 議案の要領 ※原文をそのまま引用

穴田 卓司／王 厚龍／坂井 徹／關 昭太郎／西井 直人／福岡 明彦／古川 浩一郎／山口 洋

各氏 8 名を、貴社取締役を選任する。

4. 株主提案に対する当社取締役会の意見及び株主提案議案の取扱い

(1) 当社取締役会の意見

<第 9 号議案 取締役 1 名選任の件>

当社取締役会は、会社提案の取締役候補者を選任いただくことが、当社にとって最適であると考えます。

(2) 議案の取扱い

提案者は、会社提案の第 2 号議案から第 8 号議案に係る候補者も併せて取締役候補者として提案しましたが、会社提案と重複しておりますので、株主提案の取締役候補者としては扱いません。

以上